

今後の市の対応について

令和2年6月19日

新型コロナウイルス感染症三次市対策本部

今後の本市における新型コロナウイルス感染症対策については、次により取り組むものとする。

1 三次市主催のイベント及び施設利用の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部が令和2年6月18日に改正した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下「県の対処方針」という。）「3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請」に準じて取り扱う。

なお、指定管理者に対してもこの旨を連絡し、県の対処方針の徹底を要請する。

2 市民への呼びかけについて

県の対処方針「4 県民に対する要請」の①～⑦について周知を図る。

3 災害時における避難所等での感染防止対策について

災害時における避難所等での感染防止対策については、「災害対策準備チーム」がとりまとめた「災害時における避難所等での新型コロナウイルス等の感染防止対策について」により実施することとし、「災害対策準備チーム」は廃止する。